

金沢元町在宅医療を考える会 研修会

# コロナ禍の経験を強みに

～今（withコロナ時代）だからできる連携を考える～

## あるデイサービスの事例

人生の先輩へ、  
リハビリと誇りを。

リハ  
プライド

*Reha Pride*

オークス  
リハプライド 小坂

中島 敏勝

## 椅子を縦に配置



ふた自動開閉のウォシュレットに  
載せ替え  
利用1回ごとに手すり、スイッチ、  
便座等消毒。



必ず、ふたを閉めてから  
水を流してください

- ・ノロウイルスは感染力が非常に強く少量でも感染
- ・新型コロナウイルスも便から検出されている
- ・ふたを閉めずに水を流すことにより、周辺にウイルス等が拡散し、みんなの感染リスクが高まる



使用後はフタを閉めて下さい  
ご協力をお願いします



トイレのふたを閉めずに水を流した場合の微生物の飛散量と滞留時間を測定した結果、90分間も空中に浮遊していることが判明した。

(英リーズ大学Mark Wilson教授ら)

集団感染が起きたクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」を研究者が調べたところ、感染者の部屋でウイルスの飛散が多く検出されたのがトイレの床だった。症状がない人の部屋からも検出されている。このウイルスは感染者の便せつ物にも含まれることが分かっている。

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、5月に事業者向けに示した注意事項の中で「トイレ使用後はトイレのふたを閉めて流すよう表示をと求めた。

DVD作成

CD作成

マシンカウムの代わり



できるだけ声を出さない

## 新型コロナウイルス感染拡大に係る石川県緊急事態措置について

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、同法の規定及び政府対策本部の基本的対処方針に基づき、以下の緊急事態措置を実施する。

### (2) 社会福祉施設等

種類	施設	休止要請	
社会福祉施設等 (※)	保育所等 (幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を研
	放課後児童クラブ(学童保育)	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止支
	障害福祉サービス等事務所	対象外	
	老人福祉法 介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外		

※通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛を要請

デイサービスは休業？ 営業することは感染拡大 私たちの仕事の意義は？

発 介 保 号 外  
令和2年4月22日  
(2020年)

居宅サービス事業所等管理者 様  
(通所又は短期入所事業所に限る)

金沢市福祉局介護保険課長  
(公印省略)

通所・短期入所の利用の自粛の要請について (周知)

日頃より、本市の高齢者福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
先日、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言(新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項)を受けて、同法の規定及び政府対策本部の基本的対処方針に基づき、石川県緊急事態措置が実施されました。

老人福祉法・介護保険法関係の施設については、休止を要請しない施設であります。通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な限り、利用の自粛が要請されておりますことを申し添えいたします。

貴事業所におかれましては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところと思いますが、引き続き適切な感染防止対策をお願いいたします。

(以下参考)

○利用を自粛した利用者への対応について

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保されますようお願いいたします。

なお、代替サービスとして居宅訪問や電話による安否確認を行った場合の介護報酬の取扱いについては以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

金沢市から  
「通所サービスの自粛要請」



利用者とケアマネに電話連絡



「本当に？」



介護保険課に確認したら  
「できる限り継続してください。」



再度、利用者に電話で説明

令和2年4月

利用者 各位

新型コロナ感染予防対策についてお願い ①発熱

拝啓

いつも心暖まるご協力をいただき、スタッフ一同、感謝いたしております。  
さて、標記の件についてご利用者の皆様とスタッフの安全のため以下のご協力のお願いと対応策についてお知らせ致します。昨今の情勢を鑑み何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

記

1. 利用者の体温と計測した時間を毎日記録していただきたいこと。
2. 37.5度以上ある場合、風邪症状がある場合、事前に連絡をいただきたいこと。
3. ご家族で37.5度以上の発熱があった場合も事前に連絡していただきたいこと。ご本人に発熱風邪症状がなくてもサービスの中止を検討させていただきます。
4. 37.5度以上が2日間続く場合は、主治医、保健所に報告すべきことになること。
5. 1回でも37.5度以上の発熱があるときは（解熱剤服用の場合も）サービスの中止をさせていただきます。解熱後7日間は利用中止させていただきます。その間、体温、体調等を確認させていただきます。解熱後7日間経過後であっても体調等により利用期間を延長させていただく場合があります。
6. ご家族または自宅に訪問された方で勤務先等から自宅待機要請があった場合、ご利用者と接触後7日間は利用を休止させていただきます。

以上

サービス中止など「基準」がわからない。

主治医に聞いても検査しないと私も分からない。あなたの事業所の基準に任すから対応してください。

- 本人の熱
- 家族の風邪症状
- 県外へ行ったらどうなる？
- 何日で再開の基準は？
- PCRはしてもらえない。

他の事業所にいろいろ聞いた。  
色々教えてくれた。  
ありがたかった。同志。  
うれしかった。

# 「基準」を考える。例として、県外者との接触をどう考えるか

## 1 行政

- ・ 介護サービスは利用者、家族の生活を維持する上では欠かせないもので、サービスの継続提供が求められている。
- ・ 利用者本人に体調の悪化等の症状がなくまた濃厚接触者でないにも関わらずサービス利用を制限しようとする場合、正当な理由なきサービス提供拒否の禁止の運営基準違反に当たる。
- ・ 利用者に不利益が生じないように、代替サービスの確保を居宅介護支援と連携の上、適切なサービス提供が確保されますよう～。一方的にサービスできませんは、無責任となる。

## 2 金沢市介護保険課

Q 「県外者との会食」を理由に、サービス拒否は、「正当な理由」になるのか？

A 一方的に通知するなどはやってはいけない。

利用者、家族、ケアマネの同意承諾があれば、サービス拒否はできる。厚労省など通知はない。

それぞれで問題ないよう同意をとってやってほしい。

# 新型コロナウイルス感染症に係る 通所介護事業所のサービス継続支援

**感染拡大防止のため、休業要請の有無によらず以下の特例の活用が可能**

## ①ご自宅への訪問によるサービス提供

・利用者のご自宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合、報酬算定が可能です。

※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）で算定できます

・1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定が可能です。（ケアプランに位置付けられた提供時間に相当する報酬が上限となります。）

## ②電話による安否確認等

・電話による安否確認等を行った場合も、報酬算定が可能です。（報酬区分は①と同じです）

※安否確認等：健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合

・休業要請を受けている場合は、1日2回、休業要請を受けていない場合は1日1回まで算定が可能です。（営業を続けている場合も含む）

## ③サービス提供時間の短縮

・提供時間を短縮し、最低限必要なサービスを行った結果、提供時間が最も短い報酬区分で定められた時間を下回った場合でも、最短時間の報酬区分を算定可能です。

## ④サービス提供場所の変更

・他の事業所や公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合も、サービス提供時間等に応じ、報酬算定が可能です。



※ これらの特例は、利用者の同意を得た上で活用いただくこととなりますが、その際、

- ① 事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の開催を行わないこと
- ② サービス提供前に説明を行い同意を得ている場合は、ケアプランの見直しや文書による同意はサービス提供後に行うことが可能です。

※ この他、人員配置基準や各種加算について、柔軟な取扱いを可能としています。  
(下記URL参照)

なじみのリハプラスタッフが自宅へ行きます  
訪問サービスやります。相談受付中



### 感染予防対策 しっかりやります

1. マスク着用 外しません  
(布マスク等ない方は、利用者分を持参)
2. ディスポ手袋を玄関で着用
3. 手指消毒剤、物品のウィルス除去剤持参
4. 室内では換気に配慮
5. 大きな声は互いに出しません
6. 退出時はドアノブ等消毒

### 基本メニュー (4.5は選択)

1. バイタルチェック (水分)
2. 体調聞き取り
3. みんな体操&ラジオ体操
4. 座ってストレッチ (水分)
5. エアー パワーリハビリテーション
6. 座って太極拳 (整理体操)
7. バイタルチェック (水分)
8. 記録、手洗い、消毒、除去

### 応用 (選択)

**A. 屋外歩行** (天気のよいとき)  
玄関の出入り、自宅周辺の動線の道路状況を確認しながら、見守りで歩行。  
杖、シルバーカー、歩行器、2本杖等、歩行支援用具の使い方も確認します。

**B. 筋トレ** (室内)  
起立～着席運動を自宅で自主トレできるように場所、座高等設定します。

玄関の段、階段、トイレ、浴室等、環境のチェックと布マスクの洗い方などもやります。



### 介護保険課に確認済み

対象	提供時間	利用者負担額 (1割負担減額)	担当者会議	ケアプラン	その他
要介護	決まりなし 45分を予定	2時間以上3時間未満で算定 要介護1 262円 要介護2 306円 要介護3 351円 要介護4 394円	必要なし	現行のまま までよい	・訪問スタッフは有資格者でなくてよい、 (まずは施設長中蔵が訪問します) ・個別機能訓練加算Ⅱ ・処遇改善Ⅲ ・送迎減額 (要介護のみ)
要支援		要支援は1か月現行のまま			

## 場所を代えて訪問サービス

人がいない。周回コース。気分よし。  
初日～5日目だんだん動きがよくなってきた。



## 県庁ロビーにて

## 港クルーズにて



- 在宅と施設
- 利用者＝家族＝スタッフ＝家族
- リスクあっても自由な在宅を選択した
- 行きたい。会いたい。

様々な方々との連携